



平成20年7月8日

文化庁「平成22年度新進芸術家海外研修制度」の募集が始まりました

#### ■新進芸術家海外研修制度とは

文化庁では、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する、「新進芸術家海外研修制度」を実施しています。

音楽、映画、メディア芸術等の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等が、海外の芸術団体、劇場等で実地研修する際の渡航費・滞在費が支援されます。

#### ■ 応募資格

- ・日本国籍又は日本の永住資格を有すること
- ・年齢条件を満たすこと
- ・過去に2度、本制度の研修を受けていないこと（1度の場合も制限あり）
- ・専門とする分野で芸術活動の実績があること
- ・外国での研修に堪える語学力を有すること
- ・渡航先の研修施設の受入保証があること（指導者が個人である場合を含む）
- ・海外での研修に堪える気力、体力を有していること

#### ■研修計画

- ・研修計画は、応募者自身が作成することとなっています
- ・研修先は原則1ヶ所となっています
- ・研修に従事することにより収入を得る場合は、本制度の対象となりません
- ・原則として、研修先での受け入れが認められている必要があります
- ・研修地又は研修地を離れた場所で、他の仕事に就くことは認められていません
- ・研修期間中、日本に帰国して行う活動が予定されている場合は、予め記載する必要があります

#### ■応募の際の注意事項

本制度に応募する際は、推薦団体を經由することが必要です。応募を検討されている方は、当機構までご相談ください。

相談期間：平成21年7月13日（月）～7月31日（金）

※8月も随時ご相談を受け付けますが、書類等の準備が必要になりますので、お早めにご連絡ください。

以下のページ（文化庁ホームページ）にて必ず詳細をご確認ください。

[http://www.bunka.go.jp/geijutsu\\_bunka/geijutsuka\\_yousei/h22\\_shinshin.html](http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/geijutsuka_yousei/h22_shinshin.html)

<映像産業振興機構 本件連絡先>

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8F  
tel 03-3543-7531 fax 03-3543-7533 vipoinfo@vipo.or.jp  
担当：白米（しらよね）